

~~土木部が発注する~~建設工事及び建設コンサルタントにおける電子契約について

~~茨城県土木部営繕課~~

茨城県土木部では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の一環として、建設工事及び建設コンサルタント業務において、電子契約を導入しております。

【電子契約のメリット】

- ・契約事務の時間（印刷、製本、郵送、押印等の作業）の削減
- ・費用（印紙代、郵送代、封筒代）の削減
- ・契約締結までの時間（郵送に要する時間の削減）
- ・テレワークの推進や新型コロナウイルスまん延防止に寄与

① 電子契約の希望について

＜建設工事の場合＞

・競争参加資格確認資料を提出する際、電子契約の希望の有無と、契約締結に利用するメールアドレス（契約締結権限者、担当者）を、電子契約用メールアドレス確認書に記載し、一緒に提出してください。

＜建設コンサルタントの場合＞

・入札書を提出する際、電子契約の希望の有無と、契約締結に利用するメールアドレス（契約締結権限者、担当者）を、電子契約用メールアドレス確認書に記載し、入札書と一緒に提出してください。

・電子入札システムにより入札書を提出する場合は、内訳書に代えて、電子契約用メールアドレス確認書を添付してください。

② 入札結果（落札）の通知

＜建設工事の場合＞

・電子入札システムで、入札結果（落札）の通知がありましたら、通常の契約の場合と同様に、建設リサイクル協議（対象工事の場合）、契約保証の手続を進めてください。

＜建設コンサルタントの場合＞・電子入札システムで、入札結果（落札）の通知がありましたら、③以下の手続きを行ってください。

③ 契約書等の作成

- ・ 監理課建設業担当ホームページから、様式をダウンロードして作成してください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html>

< 建設工事の場合 >

- ・ 契約書（様式第2号）（電子契約用）（契約日は記載しないでください。）
- ・ 建設リサイクル対象工事の場合、備考別表1～3の該当するもの
- ・ 仲裁合意書（様式第3号）（電子契約用）（日付は記載しないでください。）
- ・ 課税事業者届出書又は免税事業者届出書（日付は提出日で結構です。）

< 建設コンサルタントの場合 >

- ・ 契約書（様式第2号）（電子契約用）（契約日は記載しないでください。）
- ・ 課税事業者届出書又は免税事業者届出書（日付は提出日で結構です。）

④ 契約書等及び契約保証の送付

- ・ 落札した日から5日以内（土日・休日を含まない。）に、③で作成した契約書、課（免）事業者届出書、契約保証（保証書等）の写しを発注機関の契約担当者に電子メールで送付してください。
- ・ 契約書等は、ワード形式のままで送付してください。
- ・ 契約保証（保証書等）の原本は、後日提出してください。

⑤ 契約書の確認、承認

- ・ 発注機関で決裁が終了しましたら、1で提出したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・ メールが届きましたら、速やかに電子契約システムにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、同意をしてください。
- ・ 電子契約システムの操作方法は、監理課建設業担当ホームページ内の「ご利用ガイド」からご覧になれます。なお、以下のアドレスから無料環境を体験することができます。

<https://www.cloudsign.jp/>

また、電子契約システムの不具合については総務部総務課総務担当（TEL029-301-2235、FAX029-301-2259）にお問い合わせください。

※注意

確認依頼のメールが届いた日のうちに、確認、同意ができない場合、契約書の契約日と、電子署名の日が一致しなくなります。その場合は、発注機関の契約担当者までご連絡ください。

⑥ 契約締結、契約書の保管

- ・⑤の同意後、契約書に電子署名が付与され、契約締結が完了します。
- ・契約締結が完了したことが電子メールで送信されますので、電子契約システムにアクセスし、契約書をダウンロードして保管してください。